

# 消費者トラブル注意情報～令和8年8月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス※<sup>1</sup>をご紹介します。  
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！  
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和8年8月6日調査分)

| 商品・サービス                                | 相談内容の例※ <sup>2</sup>                                                       | 助言                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>他の健康食品</b><br>(定期購入に関するトラブルなど)      | ネットで安価なサプリメントを購入した。お試し品だと思っていたが、また同じ商品が届き、定期購入契約だと気づいた。                    | 定期購入ではないと誤認させる表示により申込みをした場合、契約を取り消せる可能性があります。ネット通販を利用する際は、注文時の広告内容や最終確認画面をスクリーンショットなどで保存するようにしましょう。困ったときは、最寄りの消費生活センター等に相談してください。<br><a href="#">(参考)国民生活センターホームページ</a>                                                                             |
| <b>修理サービス</b><br>(エアコン修理に関するトラブルなど)    | ネットで見つけた業者にエアコンの室外機の修理見積りを依頼した。見積りだけのつもりが、修理作業まで行われ、高額な請求を受けた。             | 請求額や作業内容に納得がいけない場合は、その場ですぐに支払わず、まず事業者の説明を求めましょう。<br>今後は、作業をはじめる前に故障の原因や修理内容、修理費用などについて業者から十分な説明を受け、双方がきちんと合意するようにしましょう。困ったときは、最寄りの消費生活センター等に相談してください。<br><a href="#">(参考)国民生活センターホームページ</a>                                                         |
| <b>電気空調・冷房機器類</b><br>(ネット通販に関するトラブルなど) | SNSの広告を見て格安・高品質を謳う扇風機をネット注文した。商品が届き、代引きで受け取ったが、箱を開封したところ、粗悪な品質の扇風機が送られてきた。 | 届いた商品の送り状に、事業者や代行業者の国内の連絡先が記載されている場合は、その電話番号に連絡して返金を申し出てください。<br>なお、最近、扇風機に限らず様々な商品で、粗悪品が送られてきたとの相談が寄せられており、その大半が外国の通販サイトによるものとなっています。ネット通販を利用する際は、格安・高品質を謳う広告を鵜呑みにせず、事業者の所在地や連絡先、他の利用者の評価などの情報を確認するようにしましょう。<br><a href="#">(参考)国民生活センターホームページ</a> |

※1 「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1)、(2)を比較して、

(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

※2 相談内容は、相談者の申し出に基づく情報であり、事実関係を確認しているものではありません。

## ■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト

[「よくある相談事例」](#) ⇒



○消費生活課公式 X ⇒



広島県消費者啓発キャラクター  
ナッキー＆ネイリー  
～Stop the 泣き寝入り～



○電子メール相談：県サイト [電子メール受付](#) ⇒

○電話相談：消費者ホットライン(局番なしの電話番号 188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。  
広島県消費生活センターは、082-223-6111(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

## ■高齢者向けのリーフレットを配布しています！

高齢者の消費者被害防止を目的として、高齢者に多い相談事例や被害に遭った際のアドバイスを掲載した消費者啓発リーフレットを、様々な団体等にご提供しています。

9月の『敬老の日』のイベント等での配布に、ぜひご協力をお願いします！ご希望があれば、下記までご連絡ください。

●リーフレットに関する問い合わせ先⇒広島県 消費生活課 消費政策グループ ☎082-513-2730

【発行】広島県環境県民局消費生活課